

第7回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 議事要旨

日 時:令和7年1月15日(水)10:00~11:15

出席者:別添の「出席者一覧」のとおり

要 旨:

1. 開会、淀川区長あいさつ

(淀川区長)

- ・ 本年4月13日に開幕する大阪・関西万博に合わせた河川敷での事業開始にむけ、昨年6月に開催した第6回協議会のあと、淀川河川事務所、大阪市の上下水道部局等と協議を行ってきた。その結果、関係者の皆様方のご協力を得ることができ、4月の事業開始に向けた占用許可やインフラ工事にかかる各種手続き等、最終的な詰めの作業を現在、進めている。
- ・ 本日は、各機関との協議の結果、変更が生じた「事業計画書」について、ご承認をいただきたい。また、4月時点で予定している事業内容や、3月16日のプレイベント、事業エリア内のハード整備について構成員のみなさまにお示しする。
- ・ 構成員の皆様には忌憚のないご意見、ご質問等を頂戴したく、また円滑な議事運営にご協力をお願い申しあげる。

2. 本日の議題

(1) 令和6年度の経過報告・予定

○ 事務局より説明

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 「第7回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 資料」2ページ、ハード施策について、「船着場・通路舗装工事」は2月末で竣工予定であり、その後の開港から、十三船着場が利用可能になる。河川敷については、一部のみ、引き続き張芝の整備等を今後も行っていく箇所はあるが、バーベキューや舟運等を使用可能な状態となる。船着場や河川敷の整備に関しては、後ほど議題(5)にて、淀川河川事務所より、ご説明いただく。
- ・ 事業予定者にて行う「事業エリアのハード施設工事」は2月中旬ごろからスタートし、4月13日での供用開始に向けたハード面での整備を行う。前回の会議では、ハード施設工事を11月ごろから予定とご説明したが、インフラ設備や施設等の関係各所との協議に時間を要したため、2月中旬ごろ開始と後ろ倒しになっている。ただし、当初の予定通り、万博開催期間である4月13日までの供用開始については、変更しない。
- ・ 占用手続きについて、事業エリアの工事を行うには、淀川河川事務所および淀川河川公園管理センターによる、河川法及び都市公園法の許可が必要である。2月中旬ごろ開始予定の工事までに占用と工事の許可をいただけるよう、現在、図面の確認など、淀川区役所・淀川河川事務所・淀川河川公園管理センターでの調整を行っている。占用の許可がいただけたら、今後

は最大 20 年間である事業期間、令和 26 年まで3～5年ごとの占用の再申請を行っていく予定である。

- ・ ソフト施策については、現在、事業予定者で、屋台の飲食店舗業者との調整など供用開始に向けた準備を行っている。また、供用開始までの期待感を高めるために、プレイベントを3月16日に計画している。プレイベントの内容については、後ほど議題(3)にて、事業予定者より説明する。
- ・ 地域については、1月下旬ごろから、本事業について周辺地域住民の皆様のご理解を得るために、淀川区役所と事業予定者による説明の機会を設けたいと考えている。

(2) 変更後の「事業計画書」の承認について

○ 協議会における決議について

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 前年6月の第6回協議会においても、事業計画書の承認をいただき、その後も引き続き供用開始に向け、上下水道などインフラ関係について関係機関と協議を行ってきた。その結果、事業計画書の内容に変更があったため、「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」第11条第4項により、皆様への説明後、承認の可否を問わせていただく。本日、委員は7名出席のため、4名以上の賛成により、協議会で承認と判断する。
- ・ 変更後の事業計画書については、事業予定者より説明する。

○ 事業計画書の変更箇所の説明

(事業予定者)

- ・ 「事業計画書」01 ページは、事業の名称が決定したため、「十三よどガヤテラス」、「淀川堤市ミナモ十三」と事業名称をそれぞれ追加している。また、ウォーターアクティビティ事業については、船着場付近でのアクティビティを当初考えていたが、舟運事業の実施との安全性の兼ね合いにより直近での実施が難しいとなったため、削除している。舟運事業開始後に運航状況を見ながら、今後のアクティビティ実施を検討していく。
- ・ 02 ページは、施設全体の配置や台数の変更をしている。変更の理由としては、まず、出水時の施設撤去であり、コンテナ施設を一部、高水敷から堤防上へと位置を変更している。次に、インフラの引込位置の決定による施設の位置の調整、最後に、供用開始に向けた事業内容の調整による施設数の増減である。
- ・ 03 ページは、関係各所とのインフラ整備の協議等を行った結果、当初より後ろ倒しのスケジュールへと修正をしている。工事の開始も後ろ倒しになったが、当初の建築物設置の計画から工作物設置の計画に変更となったことにより工事期間の圧縮ができるため、4/13 までの供用開始予定には変更はない。
- ・ 04 ページは、屋台の座席数等や配置図の修正を行っている。屋台村については、30 店舗のシンプルで清潔感のある統一されたデザインとし、屋台の運営にあたり制度やルールを整備し

美観を維持していく。

- ・ 05 ページは、VIP ゾーンはバーベキューテントよりも単価が少し上がるが使用料を払えば誰でも使用可能であり、いわゆるお金を持った VIP 専用という誤った印象を与えないように、名称をウッドデッキゾーンに変更している。
- ・ 06 ページは、バレルサウナを河川敷に設置することが公衆浴場法上の制限等により難しいとなったため、バレルサウナ事業を削除している。
- ・ 07 ページは、オーガニックのショップ・情報発信は無くし、自然体験学習の内容に絞って実施する。また、自然体験学習の拠点コンテナのイメージ図を追加している。
- ・ 08 ページは、配置イメージを修正し、ウォーターアクティビティの説明を削除している。
- ・ 09 ページは、舟運事業について万博推進局等各所と調整をしているが、難航をしている部分があるため、航路が運航可能かどうかも含め現在協議中である。
- ・ 11 ページは、電動のキックボードの設置を検討していたが、各所との協議の中で河川敷での設置は難しいということになったため、「モビリティ企画管理委託」を削除している。今後、実施ができるということになれば、追加の検討をする。また、ネイチャーセンターについては、オーガニックのショップ・情報発信を削除したため、企画運営の担当者の人数を1名減らしている。
- ・ 12 ページは、供用開始スケジュールにあわせ、収支計画を修正している。

○ 質疑応答

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 建築物から仮設物に変わったことにあたり、災害が起こった場合の安全確保について、変更点などはあるか。

(事業予定者)

- ・ 災害対策としては、主に出水時と地震を想定している。出水時については河川管理者である淀川河川事務所と、占用申請に合わせて撤去計画のすり合わせをし、河川事務所から許可を頂けるような計画になるよう調整している。
- ・ 地震に関して、特に堤防盛土部分に設置する屋台については、盛土にコンクリート基盤を埋設し、屋台とコンクリート基盤にフックを用いて緊結し、地震で揺れても倒れないようにする。また、設置する施設が屋台やコンテナと比較的軽量であるため、地震の際に大きく揺れないようになっている。

(淀川区十三地域活動協議会)

- ・ 事業計画書記載の構造計画にある、「基盤・ベタ基盤」「建物・コンテナ(10kN/m²以下の荷重設定)」の施設をきちんと設置するのか。また、コンクリートに屋台を固定するが、強風が吹いたときに屋台が確実に飛ばないといえるのか。加えて、駐車について、業務用の搬入車用スペースを設定しているが、堤内側道路に業務用の車両が駐車しないか、来場者が不法駐車しないかを地域として危惧している。出店者や利用者のモラルに任せるのか、どの程度のレベルの対策を考えているのか。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 以前より駐車についてご意見いただいております、淀川区役所としても不測の事態にも柔軟に対応していくと考えています。

(淀川区十三地域活動協議会)

- ・ 出店社へ誓約書をとったり、誓約を守らなかった場合どうするかなど、踏み込んだところまで対応ができるのか。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 今後とも、地域のお声やご意見をお聞きし、十三以外でも全国で実施されているかわまちづくりの事例の情報収集をしながら、対応していきたいと考えています。

(大阪商工会議所)

- ・ コンテナやウッドデッキなど様々な施設を設置するが、洪水の際の撤去についてはどのように考えているか。

(事業予定者)

- ・ 淀川水位観測所による水位の数値が一定基準に達した際に、まず低い位置にある高水敷の施設を撤去する。コンテナの下に事前に台車を入れたり、車型のようなものにし、すぐ移動ができるようにする。高水敷に設置する施設は洪水時、全て撤去する。堤防上は、現段階では、高水敷の撤去基準の水位+1~2m程度の水位となった場合の撤去で考えており、淀川河川事務所と調整中である。

○ 決議

- ・ 変更後の「事業計画書」の内容の承認について、出席委員の挙手により採決した。
- ・ 出席委員7名全員が挙手した。
- ・ 出席委員の過半数の委員から賛成があったため、変更後の「事業計画書」の内容について協議会で承認を得たと判断した。

(3) 供用開始時点の施設等について

○ 資料内容について説明

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 議題(2)の事業計画書は、事業を進めていくうえでの標準的な計画であり、供用開始時点では計画書に記載しているすべての施設の設置や事業内容の開始がするわけではない。
- ・ そのため、供用開始時点での施設配置や事業内容について、事業予定者より説明する。

(事業予定者)

- ・ 資料5ページについて、まず自然体験学習教室は、月に1、2回、子どもたちに向けた自然体験学習を行う予定。体験の際には、まず子どもたちがコンテナに集まり学習の内容を共有してから、十三野草地区や河川に行き自然の観察や学習を行う。配置イメージ記載のコンテナは2台を最終的な配置で予定しているが、まずはコンテナ1台で供用開始後、事業規模等を探りなが

ら、追加のコンテナ配置や事業の拡大を検討していく。

- ・ 淀川堤市 ミナモ十三は、当初コンテナ型の飲食店を予定していたが、変更し、屋台型飲食店を最大 30 店舗予定している。供用開始時点から 30 店舗同時にオープンは難しいと考えており、現在テナントと調整中であるが、淀川堤市のスタート時点では、半分ほどの店舗のオープンになると考えている。
- ・ 資料 6 ページには、淀川堤市のイメージパースを記載している。夜は梅田の夜景を見ながら食事ができるような屋台となっている。また、淀川堤市のイメージ動画も作成している。
- ・ 「淀川堤市 イメージ動画」参照
- ・ 基本的には 1 年間を通じて営業する予定で、暑い時期や寒い時期については、仮設の衝立壁をたて、スポットクーラーやヒーターを置き、集客を減らさないように施策を行う予定。
- ・ 資料 7 ページ、高水敷はバーベキューゾーン、イベントゾーン、舟運の3つのエリアに分かれる。バーベキューは予約制を予定しており、予約が入ればテントやバーベキューセットを設置し、バーベキュー終了後にテントを撤去するという計画。そのため、常設の設置物としては、仮設トイレや事務所、手洗い場、ウッドデッキとなる。ウッドデッキは配置イメージでは 10 個記載しているが、供用開始時は 5 個設置でスタートする。
- ・ イベントゾーンは土日を中心にイベントを開催する時のみ使用し、音楽イベントやマルシェなどを開催予定。
- ・ 資料8ページ、舟運は、供用開始時点では、十三船着場を出航し十三付近を周遊する十三淀川航路の運航と、月に1便の十三から万博会場まで向かう夢洲航路の試験運航を予定している。
- ・ 資料9ページ、供用開始に先立ち、3/16 プレイイベントを開催する予定。イベント内容は、バーベキューや自然体験学習、淀川の十三周遊や音楽イベントを検討している。

(4) 今後のスケジュール

○ 事務局より説明

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 資料 10 ページ、次回の第8回協議会について、淀川区と事業予定者による協定書において、事業の実施状況や、事業ごとの利用状況、今後の見通しなどを記載した「事業報告書」を、毎年度当初に事業予定者が提出し、本協議会において承認を得ることとなっている。次回の協議会については、令和7年6月ごろ、次回の協議会の開催を予定している。
- ・ 協議会の構成員の皆様には、供用開始後も、事業報告書の承認を含め、淀川区のブランド向上、にぎわいづくりや交流促進、河川敷の機能向上につながる、本エリアの魅力向上のための取組となるよう、引き続き会議へのご出席をお願いし、お力添えをいただきたい。
- ・ 今後の協議会については、場合によっては WEB 会議形式による開催も検討している。

○ 質疑応答

(淀川区十三地域活動協議会)

- ・ 今回の第7回協議会が令和6年度最後の開催で、次回の第8回協議会は令和7年度6月予定ということだが、それまでの間、協議会の開催はないということでもいいか。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 現時点では開催を考えていないが、次回の協議会までの間に必要があれば開催をする場合もある。

(5) その他

○ 河川敷・船着場の整備について

(国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所)

- ・ 資料 11 ページ、工事について、堤防裏のり面の盛土は昨年完成している。堤防から高水敷への坂路、舗装は、今年度中に完成予定である。なお、舗装は茶系で進めている。また、船着場は、2月中には完成できるよう進めていきたい。
- ・ 張芝は、淀川区役所と事業者とも調整し、来年度実施予定である。

○ 質疑応答

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 船着場について、航路の水位確保のために浚渫工事などをする予定はあるか。

(国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所)

- ・ 十三船着場は淀川大堰の下流であり、大阪湾潮位の影響を受けること、また堆積傾向ではないことから、浚渫工事は特に必要ないと考えている。

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 海船と川船、どちらも運航可能か。

(国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所)

- ・ 事業者によるが、基本的に川船になると思われる。海船は、上下流の橋梁のクリアランス(桁下空間)がクリアできるかが課題だと思う。

(事業予定者)

- ・ 海船に比べ川船の方が底が浅いため、川船で一度試験運航した際に、海に出たときに船が大きく揺れてしまい、高さも低いためボラが飛んできて人に当たったり船に入ってくる。反対に船を高くすると、阪神なんば線の橋梁が低く、船がくぐれない。万博航路については、万博博覧会協会に申請し、試験運航したうえで、川と海どちらも使用できる船を新設するかも含め、今後の運航を検討していく。

(水都大阪コンソーシアム)

- ・ 事業計画書に舟運事業の年間利用者数の想定を 13 万人と記載しているが、それぞれの航路の内訳はどうか。

(事業予定者)

- ・ 現在航路自体の検討をしているものもあるが、メインは十三淀川航路で考えており、利用者数の8割ほど十三淀川航路となると考えている。夢洲航路は、川から海へ出るということもあり、現在検討中である。京阪航路と大川航路は毛馬閘門との調整があるため、調整が終われば運航していきたいと考えている。

（水都大阪コンソーシアム）

- ・ 夢洲航路について、川船から海船に乗り換えるということで考えているか。

（事業予定者）

- ・ 乗り換えとなると、2 艘の船と 2 人の船員が必要になり、万博の停泊料が想定よりも高かったため、半年間の万博のために無理に夢洲航路を運航するのではなく、万博終了後の IR も見据えて検証したうえで、検討していく。

3. 意見交換

（大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授）

- ・ 十三以外のかわまちづくりに関わってきたが、このような事業は最初から 100 点満点を目指すというより、安全性の確保をしながら、ステップアップしながら進めていくものである。
- ・ 特に舟運については、事業提案の際に魅力的であったと感じた点であるため、多数の制限がある中ではあるが、淀川大閘門もできるので、舟運の拠点として十三を名所化していただきたい。
- ・ また、景観について、阪急線、対岸や街からもよく見える場所であるため、周辺から見られるということも意識したデザインにしていきたい、屋台にはテナントも入るため、デザインやクオリティを確保するためのコントロールが必要である。加えて、営業時間外においても、河川の散歩やジョギングをする方がいるため、営業時間外は屋台がブルーシートで覆われ殺風景である、ということがないような、良い雰囲気づくりをお願いしたい。

（国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所）

- ・ 4/13 までの事業エリアの供用開始に向け、淀川区役所及び事業者と協議を行っていきますので、よろしく願いたい。

（淀川区十三地域活動協議会）

- ・ テナントも入るため、店舗のコントロールをしっかり行っていただきたい。
- ・ 収支計画で、令和 7 年から最大 20 年同様に一定の収入があるとなっているが、借入も行うため、収支計画が甘かったとならないように、きっちりと事業を実施していただきたい。

（淀川区十三連合振興町会）

- ・ 家が河川敷の近くにあるため、昨日今日と河川敷を見てきたが、今の時期堤防上は寒く、昼間も人が少ないため、そういった時も上手く営業をしないと収益があがらないと思う。十三大橋

を通る車や阪急電車から見える場所であるため、最初だけ賑わい、段々と縮小していくことがないようお願いしたい。

- ・ 家の近所では、反対の声はほとんどいなく、楽しみにしている人も多い。

(大阪商工会議所)

- ・ まずは、安全性が第一なので、その点はしっかりとやっていただきたい。
- ・ 供用開始から半年間は万博開催時期となり、夢洲航路の計画もある。大阪・関西万博の PR や機運醸成の協力などもご検討いただければと思う。

(淀川河川公園管理センター)

- ・ 広域に広がる淀川河川公園に新しい拠点ができるということで、十三地区はランニングや自転車など多くの方が利用される場所であるため、西中島地区や上流の地区まで、舟運などを活用した新たな人の移動を広げていけるような取組を、今後淀川区役所や事業予定者とも連携ながら行っていきたいと考えている。

(阪急電鉄株式会社 沿線まちづくり推進部)

- ・ 阪急の電車からよく見える場所であり、景観との調和に加え、照明や装飾など、電車の車窓から見て、「十三が変わった」「十三が面白くなった」と駅に寄ってみたいと思えるような取組を期待している。
- ・ 弊社でも、もと淀川区役所跡地周辺の環境整備を行うとともに、十三クロスという十三の魅力発見を行うためのソフトの取組も行っているため、今後とも十三をよりよくすることにつなげていきたい。

(近畿地方整備局 河川部 河川環境課)

- ・ かわまちづくりということで、舟運も含め河川部として積極的に取り組んでいき、スタートダッシュをしっかりと、息の長いまちづくりが続けられればと思っている。

(近畿地方整備局 建政部 都市整備課)

- ・ 河川敷は通常の場合よりも災害リスクの高い場所になるため、そのことを認識したうえで、必要な安全性の確保を実践していただきたい。
- ・ プレイイベントや供用開始と事業が進んでいくが、実際に走り出していく中で屋台に入るテナントや自然体験学習の運営スタッフの方々が事業の成功に大きく結びついてくる。その方々のモチベーション管理や運営のマネジメントを、事業予定者で留意していただきたい。
- ・ 近年特に夏場が暑く、クーラー設置などの暑熱対策では対応ができなく、人が集まらないということも考えられるため、暑熱対策も考えていただきたい。

(大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課)

- ・ 大阪都市計画局では、淀川沿川の地域の魅力を生かしたまちづくりに取り組んでおり、事業予定者からの提案のうち特に舟運事業で四つの航路が実現されることを期待している。また淀川沿川のかわまちづくりには十三地区以外に、枚方地区や伏見地区等もあり、十三地区が早い時期にスタートしていることから、先導役として推進されていくことを期待している。
- ・ また、大阪都市計画局では、淀川沿川の自治体や民間団体とまちづくりプラットフォームを設立し、プロモーションビデオの制作や沿川の魅力の発信のためのデジタルスタンプラリーなどを実施して魅力の創出に取り組んでいる。淀川区役所・十三地区の事業予定者も含め、沿川の自治体とも連携して、まちづくりに取り組んでいきたい。

(計画調整局 計画部 都市計画課)

- ・ 事業のコンセプトや安全性については、引き続き本協議会で共有して進めていただきたい。
- ・ 計画調整局では、新大阪駅周辺地域の一つである十三駅エリアと淡路駅エリアの今後のまちづくりに向けてエリア計画の作成を進めている。エリア計画には本事業と、もと淀川区役所跡地等活用事業の記載も検討しており、ある程度長い期間を要するまちづくりの中で、特に本事業の取組は、プロジェクトが目に見える形になっていくということで、まちづくりを進めていくうえで、PRや機運醸成の点でも重要であると期待している。
- ・ もと淀川区役所跡地等活用事業とも連携して相乗的に魅力を高めていけるように、引き続き関係者で協力しながら進めていきたいと思っている。

(水都大阪コンソーシアム)

- ・ 水の回廊でも、12月に堂島浜の船着場がオープンし、万博期間も含め、インバウンドなど様々な方が大阪に来られる際に、観光や食事の前後で、船からまた違う大阪の景色を眺めるといった楽しみ方を連動させていきたいと思っている。

4. その他

5. 閉会